

規制改革・民間開放推進会議 基本ルールWG

「国と地方の規制合理化」SW ヒアリング調査票

| | |
|----------------------|--|
| 【ヒアリング事項】 | (1)防除作業における国の関与について 松くい虫防除作業の区域指定にかかる国の同意について、廃止もしくは更なる期間短縮ができないかとの問題意識 |
| 1. 所管府省庁 | 農林水産省 林野庁 |
| 2. 根拠法令等 | 森林病虫害等防除法第7条の5第2項 |
| 3. 国の地方に対する関与の具体的内容 | 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域（以下「高度公益機能森林等」という。）を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴くとともに、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。 |
| 4. 当該関与の歴史的経緯（導入経緯等） | 森林病虫害等防除法において、都道府県知事が高度公益機能森林等を指定又は変更する際には、国と協議することが規定されていた。 平成12年、地方分権一括法の制定に伴い、当該協議は農林水産大臣の同意を要することと整理され、その旨の改正が行われた。 これは、農林水産大臣による特別伐倒駆除命令等（以下「駆除命令」という。）の発動が、高度公益機能森林等の区域に限定されているため、この駆除命令の適時適切な発動を確保する観点から、その指定又は変更の際には、農林水産大臣への同意を要する協議が必要と整理されたためである。 |
| 5. 当該関与を無くした場合の影響 | 農林水産大臣の駆除命令は、松くい虫等が異常にまん延して森林に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときに発動することとしている。 しかしながら、当該関与を廃止したことにより、高度公益機能森林等の必要な区域指定がなされず、適時適切な駆除命令が発動できない場合には、森林病虫害等が広範囲にまん延し、森林に甚大な被害を与えることとなる。 結果として、国土の保全や生活環境の保全、風致景観の維持等の森林が有する機能が損なわれ、国全体の利益に影響を与えるおそれがある。 |
| 6. 当該関与の廃止・縮小についての見解 | 農林水産大臣による適時適切な駆除命令の発動を確保するためには、高度公益機能森林等の区域の指定又は変更の際の協議における大臣の同意は必要である。 しかしながら、都道府県による防除が迅速に実施されることも極めて重要であることから、平成16年12月に、事務処理に要する期間を短縮したところである。 今後、同意を要する理由や同意の基準について改めて都道府県に周知するとともに、事前の連絡・調整を綿密に行うことなどにより、都道府県の作業が効率的に進むよう努めてまいりたい。 |

※別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

森林病虫害等防除法の概要

1. 目的

森林病虫害等を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止し、もって森林の保全を図ること。

2. 制度の概要

森林病虫害等防除法では、その目的を達成するため、対象となる病虫害等の指定、農林水産大臣及び都道府県知事の駆除命令等について規定している。

特に松くい虫等に対しては、都道府県知事が、公益的機能が強く、その有する機能を確保することが特に必要な「高度公益機能森林」、及び高度公益機能森林の周辺に位置し、被害対策を緊急に行わなければ、被害が高度公益機能森林に拡大する「被害拡大防止森林」を指定し、これらを対象として、農林水産大臣及び都道府県知事が一体的な対策を講ずることとしている。

具体的には、高度公益機能森林等においては、通常の駆除手法に比べ、駆除効果が高い「特別伐倒駆除」（松くい虫等が付着している樹木を伐倒し、破碎又は焼却することにより松くい虫等を駆除する方法）等を実施することにより、森林病虫害等を徹底的に駆除し、その保全を図ることとしている。

このため、駆除命令の対象となる高度公益機能森林等の指定について、農林水産大臣との協議を経ることにより、森林病虫害等の被害がまん延した際に適時適切な駆除命令の実施が可能となる。

3. 高度公益機能森林等における駆除の仕組み

